平成２６年（フ）第６１号
岡山県加賀郡吉備中央町田土3549、住民票上の住所岡山県笠岡市城見台９番地１
破産者　山内　雄司
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第９号
広島県呉市阿賀南８丁目36番12号、住民票上の住所広島県呉市阿賀南８丁目26番20号
破産者　河端　信明
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１０号
広島県呉市阿賀南８丁目36番12号、住民票上の住所広島県呉市阿賀南８丁目26番20号
破産者　河端　郁子
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第４２号
山口県宇部市大字西吉部2456番地、従前の住所山口県宇部市大字東須恵661番地14
破産者　山根　和雄
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第４４号
高知県香南市野市町本村893番地２
破産者　宮城　正美
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６９号
長崎県長崎市十人町16番８号、旧住所長崎県長崎市西立神町10番54号
破産者　小山　大作
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
熊本県菊池市泗水町吉富28―11、開始決定時の住所熊本県玉名市中1974番地３
破産者　東　　昌臣
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４６６号
大分市富士見が丘東３丁目11番13号
破産者　村上　惠一
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２９号
栃木県小山市大字羽川522番地25
破産者　角間　　茂
１　決定年月日　平成26年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第３７号
千葉県袖ケ浦市長浦１番地１
破産者　花澤こずえ
１　決定年月日　平成26年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１７５号
札幌市豊平区平岸６条10丁目１番58―509号
破産者　山下　雄三
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３１５号
札幌市東区北48条東５丁目１番24号
破産者　松井　信三
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５７２号
北海道古平郡古平町大字港町34番地
破産者　吉野　祥平
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６０号
岩手県北上市堤ケ丘１丁目２番４号
破産者　髙橋　康二
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１２３号
群馬県富岡市田篠2008番地７
破産者　折茂　光雄
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第６１号
群馬県安中市松井田町小日向165番地
破産者　柳澤　　赴
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１４８号
埼玉県入間郡毛呂山町若山１丁目28番地５
破産者　小林　裕美
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１９号
相模原市南区桜台１番12号　ミルトンキーンズ桜台303号室
破産者　小川　朋美
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１５８８号
愛知県豊明市三崎町高鴨15番地４　サンヒルズ101号
破産者　藤本　明治
１　決定年月日　平成26年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部